

食の安全や感染症予防などの安心して生活できる環境づくり

(厚生労働省)

道民が、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、疾病対策や食品の安全確保対策の充実を図る必要がある。

【提案・要望事項】

- (1) 歯科保健対策の充実 (厚生労働省)
 - ・ 都道府県・市町村における歯科衛生士の配置促進
 - ・ 障がい者（児）への専門的な歯科治療等に対する財政支援
 - ・ 成人に対する歯科健診受診体制の整備
- (2) アレルギー疾患対策の強化 (厚生労働省)
 - ・ アレルギー疾患に携わる医療従事者等の育成及び相談事業の充実
 - ・ 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院への必要な財政措置

【提案・要望の内容】

- ① 地域における歯科保健対策の充実を図るため、都道府県・市町村における歯科衛生士の配置促進に関する措置を講じること。

障がい者（児）を対象に専門的な歯科治療や歯科保健指導を行う歯科（口腔）保健センターの運営安定化に向けて、財政支援を行うこと。

歯科口腔保健の推進に関する法律では「国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする」と定められていることから、成人が毎年歯科健診を受診できるよう制度の改正等に取り組むこと。

- ② アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針に基づき、医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士及び調理師等に対して知識の普及及び技術の向上を図るとともに、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応し、生活の質の維持向上を図るため、相談事業の充実を進めること。

都道府県アレルギー疾患拠点病院が行う情報提供、人材育成、研究等の取組に対して、必要な財政措置を講じること。

【提案・要望事項】

○難病対策の強化（厚生労働省）

- ・「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病患者に対する諸対策の充実
- ・指定難病の拡充及び手続きの簡素化
- ・小児慢性特定疾病医療支援制度の拡充及び手続きの簡素化

【提案・要望の内容】

効果的かつ、安定的に難病対策を推進するため、特定医療費（指定難病医療費）助成制度の実施主体の市町村への権限移譲や、国が定める基本方針に基づく患者・家族への相談体制の強化など、地域における患者支援の事業等の充実を図ること。

また、難病医療提供体制整備事業について、補助率を引き上げるなど、地方自治体の負担を軽減するよう予算措置の充実を図ること。

道が独自に医療費助成を行っている疾病（突発性難聴、肝硬変・ヘパトーム、溶血性貧血（遺伝性球状赤血球症、遺伝性楕円赤血球症、不安定ヘモグロビン症、サラセミア、G6PD欠乏症、ピルビン酸キナーゼ欠乏症、赤血球破碎症候群）、ステロイドホルモン産生異常症（副腎性クッシング症候群・異所性ACTH症候群、原発性アルドステロン症、多嚢胞性卵巣症候群、精巣機能低下症））を含め、指定難病の対象疾病を拡充するよう、早急に指定難病検討委員会において必要な検討を行うこと。

また、指定難病医療費の助成対象外となる軽症者について、生活実態等の状況を踏まえ、「軽症高額」制度の該当基準の見直しなど、患者の状況に応じた適切な制度となるよう見直しを図ること。

さらに、指定難病医療費の更新申請に係る臨床調査個人票の記載事項の簡素化や支給認定の有効期間の延長など、患者や医療機関、地方自治体の負担を軽減するよう見直しを図ること。

20歳以上の患者も引き続き支援が受けられるよう、難病法に基づく施策と一体的な検討を行うこと。

また、指定難病医療費と同様、小児慢性特定疾病医療費の更新申請に係る医療意見書の記載事項の簡素化や支給認定の有効期間の延長など、患者や医療機関、地方自治体の負担を軽減するよう見直しを図ること。

【提案・要望事項】

- (1) 肝炎対策の強化 (厚生労働省)
- ・ 肝炎ウイルス検査 (B型、C型) の検査体制の充実
 - ・ ウイルス性肝炎患者の医療費負担の軽減と助成対象の拡大
 - ・ 肝炎患者等支援対策事業 (肝疾患診療連携拠点病院関連事業) の拡充
- (2) 結核対策の強化 (厚生労働省)
- ・ 第二種感染症指定医療機関の運営費補助制度の結核病床への拡大
 - ・ 結核診療に係る診療報酬の大幅な引き上げ
 - ・ 国立病院機構の結核病床の維持

【提案・要望の内容】

- ① 肝炎対策については、国の責任において実施するものであり、国が定める基本指針に基づき肝炎ウイルス検査など地域における体制整備事業 (ウイルス性肝炎患者等の重症化予防事業) 等を実施するに当たっては、事業費の全額を国負担とすること。

また、同指針に示されているとおり、職域健診時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるなど、多様な検査機会の確保に向けた取組みを行うこと。

ウイルス性肝炎患者に対する肝炎治療特別促進事業については、住民税非課税世帯等の低所得世帯に対する医療費負担のさらなる軽減や、対象となる治療法の拡大など制度を充実させること。

肝炎患者等支援対策事業 (肝疾患診療連携拠点病院関連事業) については、地方自治体の負担が生じることのないよう、全ての肝疾患診療連携拠点病院に対する補助を全額国負担とするなど制度を拡充させること。

- ② 結核病床は、結核患者の減少により病床利用率が慢性的に低いが、空床利用が認められていないため、運営が困難となっていることから、結核病床を第二種感染症指定医療機関の運営費補助対象とすること。

結核医療は療養期間が長期に及ぶにも関わらず、診療報酬が低く評価されていることから、継続した医療提供体制の確保や安定した経営を維持するため、大幅な診療報酬の引き上げを行うこと。

また、国立病院機構については、国の政策医療として、結核病床を維持すること。

【提案・要望事項】

○感染症対策の強化（厚生労働省）

- ・ 第一種及び第二種感染症指定医療機関の病床整備及び運営に対する財政措置の充実
- ・ 感染症患者のヘリ搬送体制の整備
- ・ 医師等医療従事者に対する感染症対策の研修の充実
- ・ 新感染症に対する対策の強化
- ・ HIV及びエイズに係る発病予防・治療方法の研究開発の促進
- ・ 犬のエキノコックス症の届出に係る簡便な検査方法の確立
- ・ ダニ媒介脳炎等に関する調査研究の推進や予防方法の確立
- ・ 漂着船乗組員等不法入国者に対する感染症対策を含む健康状態の確認のための指針の策定
- ・ 感染症発生時の公表指針の策定及び公表による風評被害の救済制度の創設

【提案・要望の内容】

感染症対策に当たっては、感染症病床が確保できるよう、整備補助金の補助基準額の引き上げや感染症指定医療機関に従事する医師等の人件費を運営費補助金の対象とするなど、財政措置の充実を図るとともに、事業費の全額を国で負担すること。

感染症患者のヘリコプター等の航空機による搬送が可能となるよう、国において関係機関等との調整を行い、搬送体制の整備を行うこと。

広範な感染症に対応するための医師等の医療従事者に対する研修を充実すること。

新感染症に適切に対応できるよう、特定感染症指定医療機関の確保や、患者の搬送体制整備を国の責務において行うこと。

HIV感染者・エイズ患者は年々減少はしているものの、多くの患者がいるため、HIV感染予防対策の充実に向けた財政支援強化と新薬開発など治療法の研究開発の促進を図ること。

また、血液製剤によるHIV感染等の対策に係る地方ブロックエイズ対策促進事業については、国が直接実施すること。

伴侶動物である犬のエキノコックス症診断は、人への感染予防の観点から非常に重要であるが、現在、迅速診断キットの供給が中止され、動物病院における診断が困難となっている。今後も動物病院において適切に犬への感染を確認し届出がなされるよう、簡便な検査法の早期普及を国の責務において進めること。

ダニ媒介脳炎等に関する調査研究の促進や予防方法を確立すること。

漂着船の乗組員等不法入国者に対する感染症対策を含めた健康状態の確認について指針がないことから、国の責務において策定すること。

感染症が発生した場合の公表指針を策定するとともに、公表により風評被害が生じた場合の救済制度を創設すること。

【提案・要望事項】

- (1) 予防接種法の対象疾病の拡充及び財源確保 (厚生労働省)
- (2) 風しんの追加的対策における対象範囲の拡大 (厚生労働省)
- (3) 骨髄移植等により免疫を消失された方における予防接種の再接種制度の創設 (厚生労働省)
- (4) 0歳児を対象とするB型肝炎ワクチンの定期接種における対象拡大 (厚生労働省)
- (5) 子宮頸がん予防ワクチンに係る対応の充実 (厚生労働省)
- (6) 脳脊髄液減少症対策の推進 (厚生労働省)
- (7) 骨髄移植の推進 (厚生労働省)

【提案・要望の内容】

- ① 重篤な合併症を引き起こすことの多いおたふくかぜや、高齢者の带状疱疹を予防するワクチンについて、予防接種法の規定による定期接種の対象疾病として拡充を図るとともに、必要な財源を確保すること。
- ② 令和元年から本格的に実施されている風しんの追加的対策における対象は、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた男性とされているが、風しんの流行による先天性風しん症候群の発生が危惧されることから、十分な免疫を持たない妊娠を希望する女性等を対象に含めるなど、風しんの追加的対策における対象範囲の見直しを早急に行うこと。
また、こうした対策に必要なワクチンを国の責任において確保すること。
- ③ 骨髄移植等により免疫を消失された方における予防接種の再接種は、定期予防接種の対象外とされており、任意による接種となっていることから、経済的負担や病気の罹患リスクに対する不安解消のため、全国一律の制度を創設すること。
- ④ 成人期のB型肝炎感染対策に鑑み、未接種・未完了である者も対象とする定期接種へ拡大すること。
- ⑤ 子宮頸がん予防ワクチン接種に対する不安を解消するため、副反応症例の十分な検証と安全性評価の徹底、ワクチン接種との因果関係が否定できない健康被害者への健康被害救済制度の一層の周知と早期認定のほか、健康被害者に対する治療法を確立すること。
- ⑥ 現行の診断基準では脳脊髄液漏出症とは診断できない非典型例については、「硬膜外自家血注入（ブラッドパッチ療法）」が保険適用の対象とされていないことから、そうした患者の経済的負担は未だ大きく、必要な検査や治療を受けることが困難な状況にあるため、国において、脳脊髄液漏出症の非典型例及び診断の難しい子どもの脳脊髄液減少症の診断基準と治療法の早期確立、脳脊髄液減少症の診療に対する保険適用の拡大など、患者・家族の支援施策の推進を図ること。
- ⑦ 骨髄等の提供を行う場合、ドナーに対する入通院の間の休業補償制度が無く、経済的負担が生じており、また、企業におけるドナー休暇制度の導入については、一部の企業にとどまっていることから、国の責任において、ドナーの休業補償制度を創設するとともに、ドナー休暇制度の普及拡大に積極的に取り組むこと。

【提案・要望事項】

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○受動喫煙防止対策の強化（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none">・喫煙をする際の配慮義務等の周知・受動喫煙防止に関する助成金の拡充・都道府県等に対する財政的・技術的支援 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【提案・要望の内容】

受動喫煙対策の強化を目的とした改正健康増進法が令和2年4月に全面施行され、特定施設における対策は進んでいる一方で、喫煙者の配慮義務違反事例が依然として発生している。都道府県等において周知を行っているが、国においても、喫煙をする際の配慮義務等について、幅広く国民へ周知を図ること。

国において実施している受動喫煙防止に関する助成金について、全ての事業者が法に則って円滑に受動喫煙防止対策の措置を講ずることができるよう、対象者や助成率等を拡充すること。

また、事業者からの相談や環境測定機器の貸出の要望に適切に対応できるよう、国における相談体制等の充実・強化を図ること。

改正法施行後は、都道府県等において、困難対応事例や現地調査等の業務量が増加していることから、担当職員向け研修会等の開催や地方財政措置の拡充を図ること。

【提案・要望事項】

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応 (厚生労働省)</p> <p>(2) クリーニング師試験の全国統一化 (厚生労働省)</p> <p>(3) 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌に関する患者発生リスクに基づく措置基準の策定 (厚生労働省)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【提案・要望の内容】

- ① 令和3年6月に改正食品衛生法が完全施行されたが、現在もHACCP制度化に対応できていない事業者が一定数確認されることから、特に小規模事業者への支援を引き続き積極的に実施すること。
また、自治体が行うHACCP制度化の周知や事業者指導にかかる経費について、必要な財政措置を行うこと。
- ② クリーニング師試験については、クリーニング業法において試験科目が規定されているのみで、具体的な内容(試験問題の内容、問題数、試験時間、合格基準等)については定めがない。クリーニング師は国家資格であるが、試験の実施内容が各都道府県で大きく異なっており、合格者のレベルにばらつきがあると考えられる。このことから、試験の内容を全国統一化し実施すること。
- ③ 現在、公衆浴場等の浴槽水におけるレジオネラ属菌の基準は、条例で公定法の検出限界値(10CFU/100ml未満)に設定しているが、実際には菌量や施設の形態によって患者発生のリスクは異なることから、衛生指導はもとより、営業の停止や公表、感染拡大防止のための措置の判断に苦慮している。このことから、浴槽水中の同菌の検出量や入浴施設の形態と患者発生リスクとの関係について調査研究を行い、検出レベルに応じた措置等の指標を示すこと。